

岩手山の一部規制緩和に向けた取組について

岩手山では、令和6年10月2日からの噴火警戒レベルの引上げに伴い各登山口からの入山を規制していますが、令和8年7月1日から入山規制を一部緩和し、東側4登山口から山頂までの登山を可能とする予定としていますので、報告します。

1 経緯

令和6年10月2日に気象庁が岩手山の噴火警戒レベルを1からレベル2に引き上げたことに伴い、関係市町において、岩手山火山避難計画に基づき各登山口で入山規制を実施

2 令和7年度の取組

- (1) 岩手県の火山活動に関する検討会を6回開催して、岩手山の火山活動を評価
- (2) 岩手山火山防災協議会幹事会を4回開催して、入山規制の一部緩和や安全対策等について協議
- (3) 令和7年12月15日に開催した岩手山火山防災協議会で以下を決定

岩手山火山避難計画では、噴火警戒レベル2の場合、登山者、入山者等への対応として「登山道は入口から立入規制」とされているが、岩手山の火山活動は鈍化の傾向が続いており、東側は切迫した状況にはないことから、規制を次のとおり一部緩和する。

- ・ 東側の4登山口（馬返し（滝沢市）、焼走り・上坊（八幡平市）、御神坂（雫石町））から山頂に至る登山道の規制を令和8年7月1日に解除
- ・ 西側の3登山口（七滝・松川（八幡平市）、網張（雫石町））からの入山は引き続き規制
- ・ 東側と西側を往来可能なルートは東側の分岐付近で規制

また、同協議会で入山規制の一部緩和に伴う安全対策として、以下の実施を決定

- ・ 規制範囲を明示する規制線・看板の設置、東側登山口への登山カードの設置（令和8年6月頃）
- ・ 火山活動の急変に備えた連絡訓練の実施（令和8年6月、8月頃）
- ・ 登山者への周知、規制線の維持管理等を行うため、県・県警・関係市町・山岳協会による巡回等を実施・強化（令和8年7月～10月頃）

3 令和8年度の取組

岩手山火山防災協議会の決定に基づき、令和8年7月の入山規制の一部緩和に向けて、上記2（3）の安全対策を着実に実施

※入山一部規制緩和イメージ図



※岩手山火山避難計画抜粋

レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺への立入規制等 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常的生活。	東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される
1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	状況に応じて火口内への立入規制等	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生